■ 第4回 新潟地方最低賃金審議会

日 時: 令和2年8月21日(金)午前10時00分~

会 場:新潟美咲合同庁舎2号館9階

新潟地方気象台会議室

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから第4回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。 まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいて おりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、第1回の本審におきまして、「異議申出に関する審議」につきましては、非公開と することが決定しておりますので、本日は議題が「異議申出に関する審議」のみとなってお り、非公開としております。

以後の議事進行を会長にお願いいたします。

(会 長)

それでは、議題の異議の申出について審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

私から説明させていただきます。異議の申出に関しては、去る8月4日付けで答申をいただきました新潟県最低賃金の改正につきまして、添付資料のとおり労働組合団体から、今回は非常に多く80件の異議の申出がございました。昨年は37件の異議の申出でありましたので、昨年より43件多くなっているということになります。

それでは、受付順にそれぞれの申出内容の要旨についてご説明いたします。申出書は一括して資料No.2になります。

申出人は、えちごユニオン 氏です。申立書の内容につきましては、「審議会は時間額 831 円を答申しました、この時給額からすると、1 日 8 時間、休まず働いて月 14 万 6,000 円、年収 170 万円です。これはワーキングプアといわれる社会の現実から目をそらし、憲法第 25 条の生存権や労働基準法第 1 条、労働者が人たるに値する生活を営むとする規定から脱法しており、これでどんな暮らしができるのでしょうか。今年度の答申に強く異議を申し立てます」とし、「さらに地域間格差解消へ一層の努力を要請し、全国一律最低賃金制度の確立と、今すぐ時給 1,500 円の実現を強く求めます」としています。

次に、新潟県労働組合総連合、一般的には総称して県労連になりますけれども、

氏からの異議申出になります。

申出内容につきましては、2020年度の新潟県の最低賃金 831円については不服です。新潟県最低賃金は、新潟県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、ただちに時間額1,500円以上に引き上げるべきです。との異議を申し出ております。

理由につきましては、各々項目のとおりですので要約しますと、第1に、コロナ禍が地域 経済に大打撃を与えている中、831円のままでは、県民の消費購買能力を弱め、地域経済が 衰退し地域そのものが崩壊します。コロナ禍だからこそ、思い切って最低賃金を引き上げ、 地域経済を回復させるために、最低賃金引き上げが困難な中小企業に対する社会保険料の 減免、また各種助成金制度の拡充・創設が求められている。

第2に、831円という低額では、フルタイムで年間1,800時間働いても、年間149万5,800円にしかならず、一方で最低生計費試算調査によると、新潟市における25歳単身者の最低生計費は、時給1,624円必要で、新潟県最低賃金は、最低限必要な生計費の半分程度です。

第3に、831 円の引き上げでは、今ある大きな地域格差が縮小しません。若年層世代の他 県への転出が顕著となっており、これでは地域経済の後退・衰退に拍車がかかるばかりで す。

第4に、公正な審議及び審議内容の公開が十分なされていないため、最賃委員、専門部会委員の公正な任命と「専門部会」並びに「異議の申出」にかかわる審議会の公開が必要です。 と述べております。

これ以降の申出に関しては、新潟県労働組合総連合傘下の労働組合から提出されたものです。その内容につきましては、今ほど読み上げました新潟県労働組合総連合議長の主張と同様であり、41組合、また全国農業協同組合総連合会関連が35組合、佐渡労組懇ほか2組合と多数のため、申出をされた組合名の読み上げは省略させていただきます。

異議申出は以上となります。

それでは、異議申出につきまして、局長から諮問させていただきます。

局長、お願いいたします。

(局 長)

新労発基 0821 第 1 号 令和 2 年 8 月 21 日

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井雅人 殿

新潟労働局長 奥村伸人

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問)

標記について、令和2年8月20日付けをもって、別紙のとおり合計80件の最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上

よろしくお願いいたします。

(会 長)

承りました。

(事務局)

これから委員の皆様に、諮問文の写しをお手元に配付させていただきます。

(会 長)

ただいま局長から最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問を受けたところでございます。

諮問のところは2枚目以降は異議が出された組織一覧です。それぞれについては先ほど 事務局から説明があったとおりです。

これにつきまして、皆様からご審議いただきたいと思います。まず、労働者側から意見を 伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(桑原委員)

確かに昨年を大きく上回る異議申し立ては出ているところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける中、例年以上に慎重に、かつ真摯に議論を重ねてきたところです。その中で理解を深め、専門部会で全会一致に至ったものですので、再審議の必要はないと考えております。

(会 長)

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

(佐藤委員)

今の労働者側の意見に同じです。

(会 長)

ということで、今年度につきましては、異議の話は当然、検討に値する話ではございますが、それを含んで我々としては検討してきて、そして全会一致という結論を得たということで、これにつきましては、十分に審議をし、8月4日付けで答申したとおりに決定すること

が適当であるという結論にしてよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいで しょうか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

異議なしとのご意見ですので、そのとおりに決議いたします。事務局、答申文を準備してく ださい。

(指導官)

読み上げます。

令和2年8月21日

新潟労働局長 奥村伸人 殿

新潟地方最低賃金審議会会長 永井雅人

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和2年8月21日貴職から、8月4日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の 意見に対する別紙のとおりの合計80件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会 において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申 する。

記

令和2年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

以上

(室 長)

それでは、答申に移らせていただきます。会長、局長は前にお進みください。

(会 長)

先ほど答申を受けた異議の申出につきましては、令和2年8月4日付け答申どおり決定 することが適当であるという答申をいたします。

(局 長)

ありがとうございます。

(会 長)

以上をもちまして、本日議題の「異議の申出に関する審議」を終了といたします。

事務局、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ本日の審議を終了いたします。議事録の署名人を指名させていただきます。

労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきますので、よろ しくお願いいたします。

議事を事務局へお返しいたします。

(室 長)

私からひとことだけ説明させていただきますが、今日の審議会にいる委員の皆様、このような形で会う機会があまりないのですけれども、この第4回審議会終了後、各種商品の小売業に関する小委員会を開催いたします。その中身に関しては、前回もご披露したかと思いますけれども、運営規程の案についての承諾と委員長、委員長代理の選任、また労使双方の基本的な考え方、また意見聴取の方法等を含めた今後の審議の進め方等を決める予定としております。

また、その中身については、いろいろ全会一致になった場合に関しては、当然また専門部会も開いて年内発効を検討するような形になるかと思いますが、その辺また審議日程等を小委員会等で決めていきたいと思います。

(事務局)

今後の予定になりますが、特定最賃の専門部会を9月最終週から10月いっぱいにかけて 審議を行う予定となっております。

最後になりますが、奥村局長からひとことごあいさつをお願いします。

(局 長)

本日、答申をいただきました新潟県の最低賃金 831 円につきましては、10 月 1 日の施行に向け、労働局としましては決定した公布と周知徹底と、さらに施行後の円滑な施行に力を尽くしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

最後になりますが、私事ですけれども、9月1日付けで退任することになりました。新潟 労働局には昨年の7月9日から1年余りなのですけれども、大変皆様にはお世話になりま した。この会をもってごあいさつさせていただきたいと思いました。ありがとうございまし た。

(事務局)

以上をもちまして、第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。 大変お疲れさまでした。